

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成27年9月3日 第20号
件 名	公衆浴場の確保に関する請願
請 願 者	文京区千駄木一丁目22番22号 藤代東洋夫
紹介議員	金子てるよし 浅田保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

請願理由

平成 27 年 5 月末日で目白台の月の湯が閉店となり、続いて 9 月末には本郷 4 丁目の菊水湯が閉店する予定であることがわかりました。東京都が 2013 年秋に都内の公衆浴場 647 軒を対象に実施したアンケート（平成 25 年度公衆浴場対策事業調査報告書）で「転廃業の予定」「いずれは転廃業」と答えたのは 291 軒、うち約 90 軒は、5 年以内の廃業を検討していましたが、文京区では全都平均を上回るスピードで公衆浴場の閉店が相次いでいることとなります。10 月からは、区内の公衆浴場は 7 箇所となります。

「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第 3 条は、「国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない」と定めています。

私たちが暮らす町、根津・弥生には既に公衆浴場が無く、千駄木 1～4 丁目、向丘、西片、本郷、湯島、本駒込、千石、目白台にもありません。千代田区や港区、中央区が公衆浴場をつくっているように、区として浴場確保の取組みが必要です。

浴場利用者の中では、高齢者が 1 回 100 円で浴場を利用できるシニア入浴券を谷中や池之端、巣鴨の浴場でも「使用できるようにして」という声があがっています。

例えば、北区の「高齢者ヘルシー入浴補助券」は荒川区尾久地域 2 ヶ所の浴場で、千代田区の「敬老入浴券」は新宿区と台東区の各 3 ヶ所で、中央区の「敬老入浴事業」は千代田区内神田と岩本町の計 2 ヶ所、台東区浅草橋 3 ヶ所で利用でき、足立区の「ゆ〜ゆ〜湯」入浴証も北区豊島 8 丁目の 2 ヶ所で利用できるようになっているそうです。

公衆浴場、行政、利用者の私たちが立場の違いを超えて一緒になって考えてゆかなくてはならない問題だと思います。この請願は公衆浴場の「確保法」を活用し、区として新たな取り組みをしていただきたいとの思いで提出するものです。

請願事項

- 1 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」に基づいて、区として浴場空白地域に公設民営などの方式で公衆浴場をつくってください。
- 2 千代田区、港区、中央区が自治体として確保している公衆浴場について、文京区として調査し、区民や区議会に報告してください。
- 3 シニア入浴券は、隣接区の公衆浴場のうち、文京区民の利用が多い公衆浴場でも利用できるようにしてください。
- 4 区民が毎月第 2、4 日曜日に一回 100 円で入浴できる「湯遊入浴デー」の回数を増やしてください。